

2009年7月10日
mail ニュース
45・通巻 233号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合
発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

共済問題で総務省に要請

自治労連の共済・健保議員団は7月8日、総務省と全国市町村共済連合会に対して要請行動を行いました。総務省要請には森田委員長が、東京自治労連より共済・健保議員団副会長として参加しましたので、以下に報告します。

総務省では、自治行政局公務員部福利課課長補佐の浦上さんと担当係長が対応しました。浦上さんはこの春まで岩手で市町村課長だった方で、当時話題となった知事の土下座を間近に見たそうで、その光景には「びっくりした」とおっしゃっていました。

要請では冒頭に田中副委員長が、「集中改革プランによる職員定数の削減などにより、自治体の職場は荒廃している。総務省としても、こうした現場をよく見て対策を講じるとともに、地方公務員法第42条の趣旨に基づき、職員の福利厚生の上昇に努めていただきたい。」と挨拶するとともに、要請書を手交しました。

続いて林事務局長が、要請書の内容について説明しました(要請書は裏面)。

浦上課長補佐は、「こうした機会をつくっていただいたことにお礼を申し上げる。岩手での経験からも、職場が大変なことはよく承知している。職員が働きやすい職場が必要なことは当然で、そのために共済は大事だ。そうした思いはみなさんと一緒であると考えている」と述べた後、要請項目一つ一つについて考え方を明らかにしました。

基礎年金への国庫負担二分の一の問題については、安定した運営にとって必要であるが、その財源については国民全体で考えるべきだ。

一元化問題は、継続審議中だが、厚生・共済両年金については公平・平等性が基本と考えている。

長期積立金の運用については、ポートフォリオに基づき、リターンに対してリスクを最小にすることが大事であり、株価対策などに運用することはもってのほかである。

地方公務員法第42条、いわゆる「自治体が職員の元気回復に努める責任がある」ことは当然だが、同時に住民の理解も得ないとならない。情報を公開し、説明責任ということも考えなければならない。マスコミが悪い働きを果たすこともあるが、隠すと余計あおったり、勘ぐるというのもマスコミの習性だ。育児休業、介護休暇の問題については、いずれも大事な問題だ。

この後、各参加者から質問・意見を出し合いました。森田副会長は東京の状況などについて、「石原都政10年間で、清掃区移管があったとはいえ、知事部局の職員定数は44709人から25701人に削減され、職場からは悲鳴が聞こえている。こうした状況で、共済の役割は大変重要になっているが、毎年3000人近くの共済組合員が減っているため、財政が厳しく、共済直営の青山病院が廃院となり、保養所も次々と廃止、貸付事業も5年後に新規貸付をやめざるを得なくなった。こういう状況の下で、福利厚生・共済について、「金の二重払い」という意見も出ているが、地方公務員法第42条の趣旨に照らした場合、こうした攻撃は理不尽である考えるが、課長補佐の見解を伺いたい」と発言しました。

最後に、自治労連共済・健保議員団会長の大橋さんが挨拶を行い、約1時間で要請は終了しました。

裏面に要請書を掲載しています

総務大臣

佐藤 勉 様

2009年7月8日

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 大黒 作治

共済組合・福利厚生事業等に関わる要求について

貴職のご活躍に敬意を表します。

共済年金制度は、老齢・障害・扶養者の死亡などによる長期にわたる所得の喪失が生じた場合に生活を続けるための所得の保障制度であり、その水準は、老後などの生計の基本部分をカバーするものでなければなりません。

現在、国会では、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律案」が継続審議となっています。また、国会では基礎年金の国庫負担を二分の一に引き上げるための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が可決されました。しかし、財源は当面、特別会計からの繰り入れとなっておりますが、その先に消費税を財源とする「税制抜本改革の道筋」が明記されており問題です。

地方公務員共済組合の特に短期給付財政は、組合員数の減少と給料の伸びが見込めないことから収入の減収と拠出金等の増大で財源率を上げざるを得ない厳しい状況が続いております。

さらに職員の福利厚生事業については年々、地方公務員法第42条が形骸化されかねない状況があります。総務省として地方公務員とその家族の生活の安定と福祉の向上に向けて、更なるご努力をお願いします。

つきましては、自治労連として要求をとりまとめましたので、これらの要望を誠実に受け止めていただき、積極的に対応されることを要請します。

記

1、 共済組合（長期）に係る要求

- (1) 基礎年金の国庫負担二分の一への引き上げは、消費税増額で財源調達を行わないこと。
- (2) 水準を引き下げだけの共済年金と厚生年金の一元化・統合は行わないこと。
- (3) 長期積立金の運用にあたっては、「安全・確実」を基本理念とし、株価対策に運用しないこと。

2、 共済組合(短期)、福利厚生事業、両立支援に係る要求

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率に係る後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃し、保険者に対する財政支援を検討すること。
- (2) 地方公務員法第42条の規定に基づき福利厚生事業の充実を図ること。
- (3) 育児休業中の部分休業の掛け金については軽減措置を設けること。
- (4) 育児休業中の手当金については、休業した全期間支給すること。
- (5) 介護休業取得者の休業期間中の共済掛け金の免除を行うこと。また部分休業の場合は軽減措置を設けること。
- (6) 介護休業手当金について、休業を取得した全期間支給すること。

3、 健康保険組合・共済組合としての、自主的・民主的で効率的な運営を基本と自主決定を尊重すること。